

埼玉県長瀬射撃場指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県環境部みどり自然課

平成29年7月10日から募集を開始した埼玉県長瀬射撃場の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 長瀬射撃場指定管理者について

指定管理者：株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町29番20号

代表取締役 山口 民弥

2 指定の期間について

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

平成29年7月19日実施説明会 3団体

(2) 応募申請団体数

・平成29年9月8日締め切り 1団体

・申請団体の内訳

株式会社秩父開発機構

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な射撃場の利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に射撃場の運営を行うことができること。
- ③ 射撃場の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- ⑥ 銃砲刀剣類所持等取締法に定める管理者等の設置ができること。

2 審査項目

① 公の施設としての適格性

- ・ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか（銃刀法の管理者等が確保されているかを含む）。
- ・ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ・ 個人に関する情報の適正な取扱いが確保されているか。

② 事業内容

- ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ・ 自主事業の計画は妥当か。

③ 財務状況及び企業努力

- ・ 指定管理業務に係る県の委託料は適切な額か。
- ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ・ 経営基盤が安定しているか。

④ 環境配慮

- ・ 物品の購入、施設の管理運営において、環境負荷低減に配慮されているか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
平井 純子	駿河台大学教授
長田 慶洋	公認会計士
野上 武利	埼玉県経営者協会シニアアドバイザー
森 美秀	埼玉県環境部副部長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

株式会社秩父開発機構

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

・採点結果

審査項目		配点	(株)秩父 開発機構
① 公の施設 としての 適格性	・ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか（銃刀法の管理者等が確保されているかを含む）。	20	19
	・ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。	20	16
	・ 個人に関する情報の適正な取扱いが確保されているか。	20	17
② 事業 内容	・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	60	46
	・ 自主事業の計画は妥当か。	60	50
③ 財務状況 及び企業 努力	・ 指定管理業務に係る県の委託料は適切な額か。	120	88
	・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	40	31
	・ 経営基盤が安定しているか。	40	38
④ 環境 配慮	・ 物品の購入、施設の管理運営において、環境負荷低減に配慮されているか。	20	15
合計		400	320

※各委員100点で4名、400点満点で実施。

○ 株式会社秩父開発機構の選定理由

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・職員が銃刀法の教習射撃指導員などの資格を取得し公の施設としての役割を適切に担っている。・土日の営業や予約状況がホームページで確認できるなど、利用者本位の事業構築がなされている。・法人として堅実な経営を行っている。 |
|---|

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見
株式会社 秩父開発機構	<ul style="list-style-type: none">・銃の保管に関し、セキュリティ設備の充実が図られている。・ナショナルトレーニングセンター（NTC）業務を継続して受託しており、引き続き受託する意欲がある。・法人として長瀬射撃場を管理してきた実績があり、経験とノウハウを生かした安定した運営が期待できる。

5 株式会社秩父開発機構の提案の概要

① 基本方針

- ・安心・安全の確保
- ・施設の魅力アップ
- ・射撃業界発展への協力
- ・効果的・効率的な運営
- ・地域振興への取組

② 管理執行体制

- ・指定管理業務の統括責任者として場長（1名）、銃刀法に規定される射撃場の管理者（1名）及び庶務担当者（2名）を常勤として配置するほか、銃刀法に規定される教習射撃、技能講習実施時には、内閣府令で定める基準を満たした教習射撃指導員を配置

③ 射撃場の現状認識と将来展望等

○現状認識

- ・全国でも数少ない300メートルの射程距離で射撃が出来る点などが競技団体から高い評価を得て、全国クラスの大会を定期的開催
- ・オリンピックなどの国際大会で活躍するトップアスリートのサポート施設（NTC）として指定
- ・平成28年度の利用者は過去最高の15,308人

○将来展望

- ・利用者のニーズの把握、サービス向上策の充実などにより、施設の好感度及び親近感のアップによるリピーターの確保
- ・スポーツ射撃への支援など、射撃業界発展への協力

④ 自主事業計画

- ・N T C 事業の受託継続に向けた取組
- ・S N S を活用した情報発信
- ・より質の高い技能講習及び教習射撃の実施
- ・ビームライフル出張体験教室
- ・エアライフル、小口径ライフル初心者講習会
- ・合宿記録対抗戦の実施
- ・安全狩猟射撃大会の実施
- ・射撃場オリジナル商品の販売

⑤ サービスを向上させるための方策

- ・銃保管業の開始
- ・競技用機材・設備等の管理徹底
- ・接客サービスの向上
- ・清潔感の維持・美化の推進
- ・利用者への猛暑対策
- ・ホームページの内容と機能の充実
- ・空気銃用のエアポンプ貸出サービス
- ・電子レンジ・湯沸かしポットの設置
- ・お客様用インターネット回線の設置
- ・長瀬周辺マップの作成

⑥ 利用者等のニーズの把握及び実現策

- ・お客様アンケート、射撃団体等への訪問など様々な手段によって要望やニーズを把握
- ・要望等を「緊急性の高い要望」「管理権限内の要望」など内容によって分類し、「埼玉県に判断を委ねる」「その場で迅速に処理」等適宜対応

⑦ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- ・事故防止を呼びかける文書の掲示など、注意喚起の強化徹底
- ・巡視、マナー説明、利用指導の徹底
- ・過去事例のデータベース化
- ・クレーム等の対処方法と体制の整備

⑧ 個人情報取扱いの基本方針

- ・個人情報保護管理マニュアルにより、個人情報の保護及び情報公開に適切に対応
- ・場長を個人情報保護管理者として、収集した個人情報の保護と管理を徹底

⑨ 危機管理に対する方針

- ・事故発生の未然防止のため「施設管理マニュアル」「防災・防犯マニュアル」などの活用
- ・セキュリティシステムの強化や、場内監視カメラの増設等による警備・監視体制の強化
- ・「緊急時対応マニュアル」を整備し、災害等の緊急時の対応、管理体制の充実

⑩ 収支予算案（5年間の収支計画）

- ・指定期間5年間の各年度の県委託料は、現在の指定期間と同額とする。

⑪ 利用料金設定の基本的な考え方

- ・現行のとおりとする。
- ・将来的な方針として、継続的に利用者からの要望や意見を収集し、利用状況の分析、管理運営に与える影響等を充分考慮して、利用者のニーズに応えた効果的な料金設定を検討

⑫ 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」

- ・管理の質（管理技術・連絡体制・業務体制・研修の効果等）や利用者サービスを、評価・改善する仕組みとして、PDCAマネジメントシステムを導入
- ・自己評価、利用者評価及び第三者評価により、適切な評価を行い次年度へ反映

⑬ 環境への配慮

- ・省エネルギー・省資源、廃棄物の発生抑制及び適切な処理、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達など、「5Rの環境配慮型管理運営」（リユース（再利用）、リデュース（ごみ抑制）、リサイクル（再資源化）、リペア（修理する）、リフューズ（ことわる））の実施